

○ J A S 制度の概要

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」 (JAS 法)

(1) JAS 制度の目的は

農林物資の

■規格を制定・普及させることによって、

①品質の改善、②生産の合理化、③取引の単純公正化、④使用又は消費の合理化を図る

■品質に関する適正な表示を行わせることによって、

一般消費者の選択に資する。

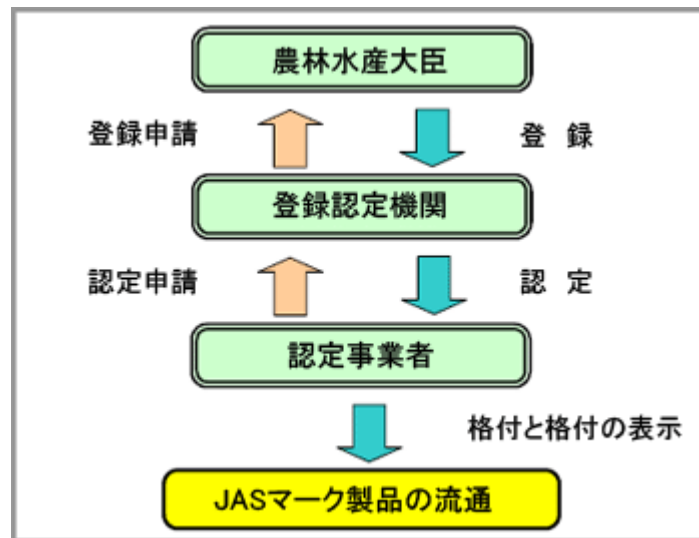
これにより、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与する。(第1条から)

(2) 規格の制定は

JAS 規格(日本農林規格)は、農林水産大臣が農林物資の種類(品目)を指定して制定します。(第7条から)既存の JAS 規格については、5年毎に見直しを行うことになっています。(第10条から)

(3) JAS 規格の制度は

農林物資の製造業者等が予め登録認定機関の認定を受けて、製品について JAS 規格による格付を行い、製品に JAS マークを表示(格付の表示)して販売する制度です。(第14条から)



(4) 認定事業者は

農林物資を格付することができる認定事業者は、国に登録した登録認定機関から認定を取得した者で、認定(以下、省略)製造業者、製造工程を管理する販売業者及び輸入業者、生産工程管理者、流通工程管理者(第14条から)、又は小分け業者(第15条から)です。

(5) 農林物資の種類は

AS 規格を制定する農林物資の種類は飲食料品、油脂、農産物、**林産物**、畜産物及び水産物、又はこれらを原材料とした製造品や加工品です。（ただし、酒類、医薬品、化粧品等を除く。）

(6) 認定の基準は

登録認定機関は、製造業者等からの申請を受けて、農林物資の種類、工場等ごとに認定の技術的基準に基づいて認定を行います。

(7) 林産物の登録認定機関は

登録認定機関名と所在地	認定する林産物	認定地域
一般社団法人 全国木材検査・研究協会 東京都千代田区永田町2丁目4番 3号（永田町ビル6F） TEL 03-6206-1255	製材、 枠組壁工法構造用製材	北海道を除く 国内及び外国
社団法人 北海道林産物検査会 北海道札幌市中央区北4条西5丁目 1番地 TEL 011-251-7830	製材、素材、 枠組壁工法構造用製材	北海道
財団法人 日本合板検査会 東京都港区西新橋三丁目13番3号 （西新橋ビル） TEL 03-5776-2680	合板、フローリング、 集成材、単板積層材、 構造用単板積層材、 構造用パネル、枠組壁 工法構造用たて継ぎ材	国内及び外国

※全国木材検査・研究協会ホームページから引用